

通信指令システム更新整備事業に係る実施設計業務委託

公募型プロポーザル実施要領

1 業務の名称

通信指令システム更新整備事業に係る実施設計業務

2 プロポーザルの目的

宇都宮市（以下「当市」という。）が本事業に係る実施設計業務を行うにあたり、対象の委託業務に対する発想や課題の解決方法、実施体制等について企画提案書の提出を求め、その内容を審査し、当該業務を履行するうえで、最適な問題解決力や技術力を有する者を随意契約の候補者として選定することを目的とするもの

3 プロポーザルの内容

(1) 件名

通信指令システム更新整備事業に係る実施設計業務委託

(2) 業務内容

別添「通信指令システム更新整備事業に係る実施設計業務委託仕様書」のとおり

(3) 選定方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を前提とした公募型プロポーザル方式により、本件に係るプロポーザル審査委員会を設置して提案内容の評価を行い、随意契約の候補者を選定する。

(4) 公募方法

宇都宮市ホームページに実施要領、参加申請関係書類を掲載し、提案を公募する。

【宇都宮市ホームページ】

<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/sangyo/nyusatsu/koubo/index.html>

(5) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(6) 予算限度額

金18,249,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※ この金額は予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すため、参考として示すものである。この金額を超えて提案書が提出された場合は失格とし、提案内容の評価は行わない。

(7) スケジュール

日時	内容
令和7年5月1日（木）	公募の開始
令和7年5月13日（火）午後5時まで	参加申請関係書類の提出期限
令和7年5月22日（木）午後5時まで	質問書の受付期限
令和7年5月27日（火）	質問書に対する回答
令和7年6月5日（木）	提案関係書類の提出期限
令和7年6月17日（火）頃	提案に係るプレゼンテーション
令和7年6月19日（木）以降	審査結果の通知

4 事務を担当する部署の名称及び所在地、連絡先

(1) 名称

宇都宮市消防局 通信指令課

(2) 所在地

〒320-0014 栃木県宇都宮市大曾 2 丁目 2-21

(3) 連絡先

TEL : 028-625-5599 (直通)

FAX : 028-625-3001

E-mail : u35040001@city.utsunomiya.tochigi.jp

5 手続等において使用する言語、通貨及び単位

(1) 言語

日本語

(2) 通貨

日本国通貨

(3) 単位

日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位

6 参加資格等

(1) 参加資格

本件プロポーザルに参加する者は、公告日において、以下に示す要件を全て満たす者であること。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

ア 本市の令和 7 年度入札参加有資格者名簿（物品製造・販売・委託業務・その他）に登録されている者であること。

イ 宇都宮市入札参加停止等措置要領に基づく入札参加停止若しくは入札参加保留の措置が行われている者又はこれらの措置要件のいずれかに該当する事実があると認められる者ではないこと。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後、宇都宮市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。

エ 「高機能消防指令センターⅡ型」以上のシステム及び「消防救急デジタル無線設備」の設計委託業務に係る契約を 1 回以上締結していること。

オ 本業務の業務主任担当者がプレゼンテーションに参加できること。

カ 情報管理体制に対し、JIS Q 15001(プライバシーマーク)や ISO27001 (情報セキュリティマネジメントシステム)などの認証等を受けていること。

キ 秘密保持誓約書を提出できる者であること。

ク 業務実施体制として業務主担当技術者及び副担当技術者を選任し、届け出ること。

(2) 参加申請関係書類の提出

参加者は、以下のとおり「参加申請関係書類」を提出すること。

ア 提出書類「参加申請関係書類」

- ・ 参加申請書（様式 1）
- ・ 秘密保持誓約書（様式 2）
- ・ 「高機能消防指令センターⅡ型」以上のシステム及び「消防救急デジタル無線設備」の設計委託業務の実績一覧（様式 3）

※ 必要に応じ当市が契約書の写しを求める場合がある

- ・ JIS Q 15001(プライバシーマーク)や ISO27001 (情報セキュリティマネジメントシステム)などの認証等を証明する書類の写し

イ 書類の作成方法

別紙 1_企画提案書等作成要領の 1「参加申請関係書類」に示す。

ウ 申請書の提出に関する質問

4 の連絡先に直接問い合わせること。ただし、基本仕様書及び提案書の作成方法に関する質問については 7 に記載の方法による。

エ 提出期限 令和 7 年 5 月 13 日（火）午後 5 時まで

オ 提出場所 〒320-0014 栃木県宇都宮市大曾 2 丁目 2-21
宇都宮市消防局 通信指令課

カ 提出部数 1 部

キ 提出方法 上記提出場所に持参または郵送(書留に限る。)により提出すること。
それ以外の方法での提出は認めない。なお、提出時間は、本市の閉庁日を除く各日午前 9 時から午後 5 時までとする。

7 質問及び回答

(1) 質問書の提出

ア 提出期限 令和 7 年 5 月 22 日（木）午後 5 時まで

イ 提出場所 宇都宮市消防局 通信指令課

ウ 提出方法 質問書（様式 4）により電子メールにて提出すること。それ以外の方法での提出は認めない。

E-mail : u35040001@city.utsunomiya.tochigi.jp

(2) 質問書の回答

提出された質問及び回答は、令和 7 年 5 月 27 日（火）にすべての参加者に電子メールで送信する。

なお、質問に対する回答は、本要領及び仕様書に対する追加または修正とみなす。

8 提案書の提出について

(1) 提出書類

下記の書類を提出すること。

- ア 表紙（様式 5）
- イ 業務実施体制（様式 6）
- ウ 予定技術者の経歴等（様式 7）
- エ 業務実施工程表
- オ 企画提案書
- カ 概算費用見積書
- キ 実施設計業務契約用委託仕様書案

(2) 企画提案書等の作成方法

各書類の作成方法については、別紙 1_企画提案書等作成要領の 2「企画提案書」に示す。

(3) 提出期限

令和 7 年 6 月 5 日（木）午後 5 時まで

(4) 提出場所

〒320-0014 栃木県宇都宮市大曾 2 丁目 2-21

宇都宮市消防局 通信指令課

(5) 提出方法

提出する提案は 1 案とし、持参または郵送（書留に限る。）により提出すること。それ以外の方法での提出は認めない。なお、提出時間は、宇都宮市の閉庁日を除く、各日午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

(6) 提出書類の規格

- ・ 原則として A4 判・縦型・横書き・左綴じで作成すること。
- ・ 添付書類についても可能な限り A4 判規格にそろえるものとする。

(7) 提出書類の形態及び部数

提出書類の形態及び部数等については次のとおりとすること。

- ・ 提出書類（紙媒体：カラー） 8 部（うち 1 部は未製本）
- ・ 提案書類の電子データ（CD-R 又は DVD-R） 1 部

(8) 疑義の照会

期限までに提出のあった提案書について、後日、宇都宮市から照会を行うことがある。

(9) 提案のための費用負担

提案に係る費用は、すべて提案者の負担とする。

(10) 提案書の提出辞退

提案の辞退を希望する場合は、辞退届を文書で提出すること。

なお、辞退は自由であり、今後、不利益が生じることはない。

(11) その他

ア 提案書の取り扱い

- ・ 提案書の提出後において、提案者の選定までの間は、提案書に記載された内容

の追加及び変更は原則認めない。

- ・ 提出された提案書等は一切返却しない。
- ・ 提出された提案書等は複製する場合がある。

イ 提案書の公開等

提案書等は，宇都宮市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となり，技術情報等の企業秘密など非公開とすべき部分を除き公開される場合がある。

ウ 秘密の厳守

本プロポーザルにより知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

9 提案書記載事項

各書類の作成方法については，別紙 1_企画提案書等作成要領の 2「企画提案書」に示す。

10 提案内容の評価

提案書の評価については，別紙 2_評価基準に基づき行い，総合評価点数が 6.3 点未満の者は失格とする。

11 審査方法及び審査結果

提出された提案書の審査と併せて，提案内容に係るプレゼンテーション審査を実施し，提案者への質疑等を行った上で，最も優れた提案をした提案者及び次順位者を選定する。

(1) 提案のプレゼンテーション

- ア 日 時 令和 7 年 6 月 17 日（火）前後の当市が指定する日時
- イ 場 所 当市が指定する場所（別途連絡）
- ウ 参加者数 業務主任担当予定者を含む 3 名まで
- エ 説明時間等 持ち時間は 40 分（説明 30 分程度，質疑応答 10 分程度）とする。
- オ 説明資料等 Microsoft office Word 又は PowerPoint で作成した企画提案書の概要版電子データ（CD-R 収録）をあらかじめ用意すること。
- なお，パソコン，プロジェクター，スクリーンは当市で用意する。
（庁内ネットワークに接続しない場合は，提案者の機器使用も可とする。）

カ 説明内容等 予め提出した企画提案書の内容について，説明すること。

(2) 提案者の失格事項

- ・ 提出書類に虚偽の記載をした者
- ・ 提出期限までに所定の書類を提出しなかった者
- ・ 提案プレゼンテーションに参加しない者
- ・ その他この要領の諸条件に違反した者

(3) 審査結果の発表

- ・ 審査結果については，令和 7 年 6 月 19 日（木）以降に提案者に書面で通知する。
- ・ 次順位者として選定された者及び選定されなかった者は，その理由について説明を求めることができる。説明を求めるときは，通知を受けた日の翌日から起算して

7 日（ただし、宇都宮市役所の閉庁日を含まない。）以内の午前 8 時 30 分から午後 5 時までに審査結果の通知を持参の上、書面により申請するものとする。なお、その回答は後日、書面により行うものとする。

- ・ 審査結果に対する、異議申し立ては受け付けない。

12 契約

- ・ 最も優れた提案を行った提案者を契約候補者とし、随意契約を締結する予定であるが、契約候補者と契約締結に至らなかった場合は次順位者を新たな契約候補者とする。
- ・ 契約手続き及び契約書は、宇都宮市契約規則の定めるところによる。
- ・ 当市は、契約締結後においても、契約業者に本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。
- ・ 別紙「通信指令システム更新整備事業に係る実施設計業務委託仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、受託候補者の企画提案内容は、企画提案書を契約書に添付し、基本仕様書に、「業務の実施にあたっては本仕様書のほか、本業務の公募型プロポーザル時に提出した企画提案書における提案内容に準拠するものとする。」といった一文を付記することにより、その履行を担保するものとする。

13 その他

この要領は、令和 7 年 5 月 1 日（木）から適用し、契約を締結した日の翌日にその効力を失う。